

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（練馬区決定）

都市計画関町北四丁目一団地の住宅施設をつぎのように変更する。

名称	関町北四丁目一団地の住宅施設		
位置	練馬区関町北四丁目地内		
面積	約1.9ha		
建築物〔密度〕の 限度	建築面積の敷地面積 に対する割合	延べ面積の敷地面積 に対する割合	
	4/10以下	10/10以下	
住宅の 予定戸数	高層	—	
	中層	約190戸	
	低層	—	
	計	約190戸	
配置 の方 針	公 共 施 設	道 路	団地の外周に、原則として幅員6m以上の区画 道路を配置し歩道を設置する。
		公 園 および 緑 地	公園：2箇所、約2,300㎡ 緑地：団地内に適宜配置する。

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の 公共施設	上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガス：ガス事業者より供給を受ける。
	公益的施設		集 会 所：1箇所 駐 車 場：計画戸数の約3割に相当する台数分を確 保し団地内に適宜配置する。 自転車置場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を 確保し団地内に適宜配置する。
	住 宅		周辺環境との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効 な利用を図るため、中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。

「区域ならびに公共施設、公益的施設および住宅の配置は、計画図表示のとおり」

理 由 区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路の区域が関町北
四丁目一団地の住宅施設の区域に入るため、一団地の住宅施設の区
域、面積等を変更する。

関町北四丁目一団地の住宅施設の変更概要(新旧対照表)

	変更前	変更後	考え方
面積(区域)	約2.0ha	約1.9ha ※区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路の幅員 8.0m	「区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路」の区域が関町北四丁目一団地の住宅施設の区域に入るため、一団地の住宅施設の区域、面積等を変更する。

東京都市計画一団地の住宅施設 関町北四丁目一団地の住宅施設 計画図 [練馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 31都市基交著第1号 (承認番号) 31都市基街都第95号 令和元年7月25日

東京都市計画一団地の住宅施設 関町北四丁目一団地の住宅施設 参考図（旧計画図）

